

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 9 号

岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

岩手県職員定数条例（昭和27年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																					
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。		(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。																																																					
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">知事の事務部局</td><td><u>4,614人</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">教育委員会の事務部局</td><td><u>292人</u></td></tr><tr><td colspan="2">県立学校</td><td><u>4,803人</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">警察</td><td>警察官</td><td><u>2,112人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">市町村立学校</td><td><u>9,460人</u></td></tr></tbody></table>		区 分		定 数	知事の事務部局		<u>4,614人</u>	[略]			教育委員会の事務部局		<u>292人</u>	県立学校		<u>4,803人</u>	[略]			警察	警察官	<u>2,112人</u>	[略]		市町村立学校		<u>9,460人</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>定 数</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">知事の事務部局</td><td><u>4,094人</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">教育委員会の事務部局</td><td><u>272人</u></td></tr><tr><td colspan="2">県立学校</td><td><u>4,524人</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">警察</td><td>警察官</td><td><u>2,115人</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">市町村立学校</td><td><u>8,950人</u></td></tr></tbody></table>		区 分		定 数	知事の事務部局		<u>4,094人</u>	[略]			教育委員会の事務部局		<u>272人</u>	県立学校		<u>4,524人</u>	[略]			警察	警察官	<u>2,115人</u>	[略]		市町村立学校		<u>8,950人</u>
区 分		定 数																																																					
知事の事務部局		<u>4,614人</u>																																																					
[略]																																																							
教育委員会の事務部局		<u>292人</u>																																																					
県立学校		<u>4,803人</u>																																																					
[略]																																																							
警察	警察官	<u>2,112人</u>																																																					
	[略]																																																						
市町村立学校		<u>9,460人</u>																																																					
区 分		定 数																																																					
知事の事務部局		<u>4,094人</u>																																																					
[略]																																																							
教育委員会の事務部局		<u>272人</u>																																																					
県立学校		<u>4,524人</u>																																																					
[略]																																																							
警察	警察官	<u>2,115人</u>																																																					
	[略]																																																						
市町村立学校		<u>8,950人</u>																																																					
2・3 [略]		2・3 [略]																																																					
第 2 条の 2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。 [略] 警部 <u>188人</u> 警部補 <u>590人</u> 巡査部長 <u>611人</u> [略]		第 2 条の 2 警察官の階級別定数は、次のとおりとする。 [略] 警部 <u>189人</u> 警部補 <u>591人</u> 巡査部長 <u>612人</u> [略]																																																					
2 [略]		2 [略]																																																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																							

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。